

入院時食事療養費について

当施設では、**入院時食事療養費（Ⅰ）**の届け出を行っております。
管理栄養士によって管理された食事を下記の時間に、適温で提供しています。
朝食【7：30～8：00】 昼食【11：30～12：00】 夕食【17：30～18：00】

入院時食事療養費の標準負担額について（1食につき）

70 歳未満の方

区分			
一般（住民税課税世帯）			1食 510円
指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等			1食 300円
住民税非課税世帯	過去12ヶ月の入院日数	90日以内	1食 240円
		90日超	1食 190円

70 歳以上の方

区分			
一般（住民税課税世帯）			1食 510円
住民税非課税世帯（低所得者Ⅱ）	過去12ヶ月の入院日数	90日以内	1食 240円
		90日超	1食 190円
住民税非課税世帯（低所得者Ⅰ）			1食 110円